家庭内の安全対策

感震ブレーカーの設置

感震ブレーカーとは、大規模な地震が発生した際、ブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に発生する電気火災を防ぐ機器です。阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の過半数は電気火災によるものでした。国は、2015年に首都直下地震緊急対策推進基本計画を策定して、延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカーの設置目標を25%と掲げ、感震ブレーカーの普及を各自治体に呼びかけています。

富士宮市では、感震ブレーカーを設置する世帯に対し、その費用の一部を補助します。

分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤タイプ（後付型）

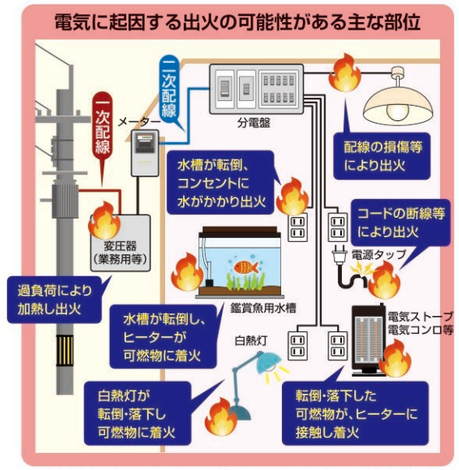

※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会 最終報告（概要）」（平成27年3月）より

【補助の対象者】
・市内に住宅を所有し、既存の分電盤を分電盤タイプ（内臓型）に替える人、または、分電盤タイプ（後付型）を設置しようとする人
（ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限ります。）

【補助金の額】
・市内の電気工事業者が施工する感震ブレーカーの購入及び設置費用の3分の2以内で、上限額は2万5千円です。（1世帯につき1個限りの補助です。）

※その他補助要件等については担当までお問合せください。
※記載の補助要件は令和７年度のものです。

問合せ先　危機管理局　☎0544−22−1319

家具の固定（転倒防止）

タンス固定の例

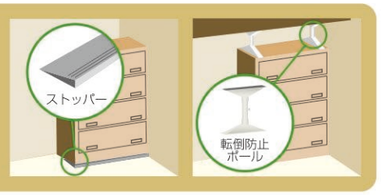

本棚固定の例（ベルト式）

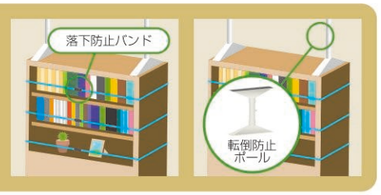

食器棚固定の例（留め金）

テレビ固定の例

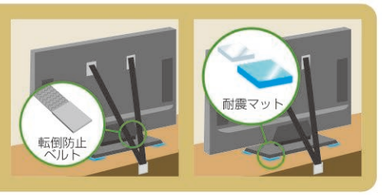

冷蔵庫固定の例

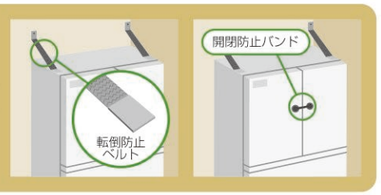

照明器具固定の例

◆家具の配置の工夫

・逃げ場（安全なスペース）を確保しておく
・出入口や通路には物を置かない
・寝室や、こども・高齢者などがいる部屋には、倒れそうな家具を置かない
・家具の転倒や落下を防止する
・家具を固定できない場合には、寝ている位置に家具が倒れてこないよう、向きを工夫する

プロジェクト「TOUKAI−0」

令和6年の能登半島地震、平成28年の熊本地震では震度7が観測され、平成23年の静岡県東部地震では、富士宮市で震度6強のゆれが観測されました。いずれの地震でも住宅の屋根瓦の滑落やブロック塀の倒壊などの被害が報告されており、今後発生が懸念されている南海トラフ地震では、より大規模な被害が想定されております。プロジェクト『TOUKAI-0』は南海トラフ地震による家屋の倒壊などによる死者をゼロにすることを目標に、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するために進めている事業です。地震で命を失わないために、まずはわが家の耐震性を知り、必要な備えをすることが重要です。

耐震診断は無料で受けられます。

耐震補強工事には補助金がでます。

（共に対象は昭和56年5月以前の木造住宅）

耐震補強で安心な住まいへ

専門家の無料耐震診断

診断は電話１本で！建築住宅課に電話でお申し込みください！

市が派遣する専門家『静岡県耐震診断補強相談士』による耐震診断を無料で受けられます。（今までに専門家の無料診断を受けられた木造住宅は除く。）

耐震補強工事

耐震補強工事費に対して補助金を交付します！

補助額	耐震補強工事の8割
補助限度額	一般世帯 ―― 限度額100万円 高齢者のみ世帯等 ―― 限度額115万円

補助金交付決定前に、工事に着手すると補助金がもらえませんので、ご注意ください。また、補強計画の作成は、建築士事務所に属する『静岡県耐震補強相談士』に行ってもらう必要があります。

安心な住まい

耐震補強工事で、税制の特例が受けられます。

所得税	基準額の10%控除（限度額25万円、限度額を超えた場合控除加算あり）
固定資産税	税額の1／2減額（2年間）

税制の特例を受けるためには、市等で発行する証明書が必要です。

上記の他、耐震シェルター・防災ベッド設置に対する補助制度もあります。

問合せ先　建築住宅課　☎0544−22−1229

※補助額は年度により変わることがあります。
※詳細については事前に建築住宅課までお問い合わせください。